

第25号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

**【調達公告】**

- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）…………… 2
- △ 同（委託契約関係）…………… 4

---

# 調 達 公 告

---

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部が発注する令和7年度及び令和8年度の工事（工事及び製造（物品の製造を除く。））。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等を次のとおり定めた。

令和7年3月 日

横 浜 市 長 山中 竹春  
横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者  
水 道 局 長 山岡 秀一  
横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者  
交 通 局 長 三村 庄一  
横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者  
病 院 経 営 本 部 長 鈴木 宏昌

令和6年9月5日横浜市告示第340号第10項の規定に基づき令和6年9月17日横浜市調達公告第116号及び令和7年1月28日横浜市調達公告第9号による審査を行い、工種ごとに入札参加資格者の格付を定めた。また、格付等級別に工事費の範囲を別表のとおり定めた。

ただし、工事の性質等により市長（水道局が契約を締結する場合には水道事業管理者、交通局が契約を締結する場合には交通事業管理者、医療局病院経営本部が契約を締結する場合には病院事業管理者）が特に必要と認める場合は、これと異なる取扱いができるものとする。

## 別表

## (1) 土木

等級	格付点数	工事費の範囲
A	1,025点以上	1億2,000万円以上
B	830点以上1,025点未満	2,500万円以上1億2,000万円未満
C	830点未満	2,500万円未満

## (2) 舗装

等級	格付点数	工事費の範囲
A	945点以上	4,500万円以上
B	790点以上945点未満	2,500万円以上4,500万円未満
C	790点未満	2,500万円未満

## (3) 造園

等級	格付点数	工事費の範囲
A	890点以上	2,000万円以上
B	890点未満	2,000万円未満

## (4) 建築

等級	格付点数	工事費の範囲
A	1,000点以上	1億2,000万円以上
B	770点以上1,000点未満	2,500万円以上1億2,000万円未満
C	770点未満	2,500万円未満

## (5) 電気

等級	格付点数	工事費の範囲
A	900点以上	2,500万円以上
B	900点未満	2,500万円未満

## (6) 管

等級	格付点数	工事費の範囲
A	825点以上	2,500万円以上
B	825点未満	2,500万円未満

## (7) 上水道

等級	格付点数	工事費の範囲
A	940点以上	1億3,000万円以上
B	940点未満	1億3,000万円未満

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（委託契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部が発注する令和7年度及び令和8年度の委託の契約を含む。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等を次のとおり定めた。

令和7年3月3日

横浜市 市長 山中 竹春  
横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一  
横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一  
横浜市病院事業管理者  
病院経営本部長 鈴木 宏昌

令和6年9月5日横浜市告示第340号第10項の規定に基づき令和6年9月17日横浜市報調達公告版第16号による審査を行い、種目ごとに入札参加資格者の格付を定めた。また、格付等級別に発注標準金額の範囲を別表のとおり定めた。

ただし、市長（水道局が契約を締結する場合には水道事業管理者、交通局が契約を締結する場合には交通事業管理者、医療局病院経営本部が契約を締結する場合には病院事業管理者）が特に必要と認める場合は、これと異なる取扱いができるものとする。

別表

(1) 建物管理

等級	格付点数	発注する金額の範囲
A	69点以上	2,000万円以上
B	54点以上69点未満	700万円以上2,000万円未満
C	54点未満	700万円未満

(2) 公園緑地等管理

等級	格付点数	発注する金額の範囲
A	63点以上	2,000万円以上
B	48点以上63点未満	1,100万円以上2,000万円未満
C	48点未満	1,100万円未満